

内管漏えい検査
委託の手引き

令和 3 年 2 月

津島ガス株式会社

目次

I. はじめに	P.1
II. 基本要件	P.2
III. 定期漏えい検査の要件	P.4
IV. 開栓時漏えい確認の要件	P.5
V. その他	P.6

I . はじめに

本書は、津島ガス(株)（以下「当社」といいます）の供給先にて内管漏えい検査業務を希望される企業の方に、その必要要件等を紹介するために作成しました。

内管漏えい検査は、法定業務としての厳格性が要求されることから、適切な業務遂行により保安水準を確保し、法定満期を遵守するために継続的に体制を確保できること、効率的な運用ができるここと、お客様からの信頼が得られること等が必要であります。

内管漏えい検査業務を希望される企業の方にあっては、このようなことを踏まえ、本書にて必要要件をご確認しご検討をいただければ幸いに存じます。

II. 基本要件

当社の内管漏えい検査のいずれの業務において、委託する際に必要な基本的な要件を以下のように定めます。

1) 認定要件

委託先を認定するうえで、次の要件を全て満たす必要があります。

- ・取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること。また、連帯保証人がいること。
- ・継続的に委託業務を実施するに足る事業基盤を有すること。
- ・所定の資格を有する要員を一定数以上確保しており、業務に従事させ得ること。
- ・内管漏えい検査業務に必要な装備を一定数以上保有しており、業務に利用できること。
- ・一般ガス導管事業者の供給区域内での内管漏えい検査業務に支障を来さない地域に事業所を有すること。

2) 欠格要件

委託先を認定するうえで、下記の要件に該当してはいけません。

- ・精神の機能の障害により当該業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者
- ・破産手続き開始の決定を受け復権を得ない者
- ・委託の認定を取り消されてから2年を経過していない者
- ・反社会的勢力、もしくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者
- ・その他一般ガス導管事業者が別途定める要件に該当する者

3) 保安水準の確保

内管漏えい検査を実施するにあたり、当社及び委託先が保安水準を確保するために必要な要件を下記の通り定めます。

- ・当社は、委託先が、保安水準を確保するための体制を継続的に確保できることを確認します。
- ・当社は、内管漏えい検査の抜き取り検査を行い、検査結果を委託先管理者へフィードバックします。
- ・当社は、委託先へ内管漏えい検査の実施状況を確認するために、委託先の事業所監査を行います。
- ・委託先は、保安水準を確保するための体制を当社の定める様式に従い、必要な項目を定期的に報告します。変更が必要な場合は、速やかにその内容を報告すること。(例えば、体制表を提出するなど)
- ・委託先は、当社が定めた保安品質、CS等の諸施策に協力すること。
(保安規程に基づく保安教育、技能習得教育、委託先管理者会議への参加など)

- ・委託先は、当社が実施する内管漏えい検査の実施状況確認のための委託先の事業所監査を受けること。また、監査結果の指摘・改善事項等に対して、真摯に対応するよう努めること。
- ・委託先は、当社が定めた自主保安業務を実施すること。
- ・委託先の経営者は、その受託する業務について、管理者・検査員へ保安に関する指示を行う、当社が実施する保安教育等へ業務従事者を参加させるなど、保安意識をもって管理を行うこと。
- ・委託先の管理者は、当社が実施する内管漏えい検査の抜き取り検査結果のフィードバックを受けた場合、その検査結果に基づき検査員に指導等を行うこと。
- ・委託先の管理者は、当社が定める内管漏えい検査の指導・指示等に基づき抜き取り検査を行い、検査員に指導等を行う。その検査結果は、当社へ報告すること。
- ・委託先の検査員は、当社の指定する研修を修了していること。

4) 自主保安業務の実施

- ・当社が定める自主保安業務※を委託先が内管漏えい検査と併せて実施することは、保安水準の確保の観点から重要であり、当社はその要件を定め、状況に応じて自主保安業務の追加・削除を行います。
- ・当社は、自ら定めた自主保安業務を委託先が実施することを委託先に要請します。
- ・「定期漏えい検査」「開栓時漏えい確認」において、自主保安業務が異なる場合は、それぞれ分けて業務を定めます。

- ※ 自主保安業務
- ・露出部の外観検査
 - ・マイコンメーターの点滅有無確認
 - ・ガス警報器の確認
 - ・お客様に対する点検結果のお知らせ など

5) 再委託への対応

- ・内管漏えい検査を委託先自らが行うことを基本としますが、当社は、委託先が再委託を希望した場合、当社との契約に基づき、委託先が、責任を持って再委託先が行う業務を適切に管理できることを確認、もしくは適切に管理できる仕組み等を構築し、業務に応じて、関与・統制、信頼性を満たすことを確認のうえ、再委託の可否を判断します。
- ・当社は、委託先に再委託を認めた場合、保安水準の確保や再委託先が行う業務を適切に管理するうえで必要な要件を定めます。
 - ・委託先は、あらかじめ書面により当社の承諾を得たうえで、再委託の手続きを行うこと。
 - ・委託先は、当社と委託先との契約内容を、再委託先との契約内容に反映すること。
 - ・委託先は、定期的に再委託先の管理状況(抜き取り検査結果や指導、監査結果など)を当社へ報告すること。
- ・委託先は、再委託先を管理する方法を当社へ事前に書面にて説明すること。

- ・再委託先は、委託先との契約内容を遵守することの誓約書を、委託先を通じて当社へ提出すること。

6) 委託の取り消し等

- ・法令、関係諸基準等を遵守するにあたり、当社は、委託先に保安水準が確保できない行為、不正または不信な行為が認められた場合等の措置を定めます。
 - ・当社は、委託先の業務遂行体制・能力等が保安水準の確保に適応しないと判断した場合、委託先に不正または不信な行為が認められた場合、委託先に対しその理由を明示して委託業務の範囲を制限・停止できるものとします。
 - ・当社は、委託先が、契約期間中に体制を確保できず、継続的に受託できなくなった場合、当該委託先に代わる担い手が見つかるまでの労務・費用等を当該委託先に求めることができます。
 - ・検査員の資格保有者に不正または不信な行為が認められた場合は、当社は、委託先の管理者を通じて検査員に対しその理由を明示し、資格停止または取り消しできるものとします。

III. 定期漏えい検査の要件

定期漏えい検査は、法定業務としての厳格性が求められることから、法定業務を遵守するための要件など、その特性に応じた要件を以下のように定めます。

1) 対象範囲

- ・定期漏えい検査において、外部委託している範囲(自ら実施している範囲は除く)。
- ・今後、外部委託する範囲が発生、もしくは拡大する場合は、遅滞なく対象範囲および委託要件を定めます。

2) 必要資格

- ・定期漏えい検査を委託するうえで必要な、委託先検査員の資格の要件を次の通り定めます。
 - ・日本ガス協会内管検査員資格

3) 業務実績

- ・定期漏えい検査を委託するうえで必要な、委託先およびその検査員の業務実績の要件を次の通り定めます。
 - ・委託先としての業務実績：定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績(ともにLP除く)が、適正な期間(4年)以上ある場合。
 - ・検査員としての業務実績：定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績(ともにLP除く)が、3か月以上または、内管検査員資格を有する者に1ヶ月以上同行して業務の現場教育を受けた場合。

4) 関与・統制、信頼性

- ・保安水準を確保し法定周期を遵守するため、委託先に対して関与・統制、信頼性を確保するための要件、または、それらに代替しうる要件を次の通り定めます。
 - ・当社の関係会社または当該関係会社の子会社や関連会社であること。
 - ・当社またはその関係会社から管理者が派遣されていること。
 - ・当社と長期的な取引があること。
 - ・当社と関与・統制、信頼性を確保するための契約(協定)を締結し、法定周期を遵守すること。

5) 継続的な体制確保

- ・保安水準を確保し法定周期を遵守するため、継続的に最適な要員体制を維持・管理するための要件を次の通り定めます。
 - ・当社との業務委託契約において、委託先が長期継続(5年以上)できる体制を構築すること。
 - ・当社にて、委託先の経営状況や経営の安定性を確認すること。
 - ・当社にて、検査数予測に基づき委託先が最適な要員数を確保できているか定期的に確認すること。
 - ・委託先は、業務体制、検査員の要員計画を定期的に当社へ届け出ること。
 - ・委託先は、1年以上前に解約を申し入れること。
 - ・委託先は、継続的に受託できなくなった場合、自らに代わる担い手が見つかるまでの労務・費用等を負担すること。

6) 効率的な運用

- ・定期漏えい検査の周期管理や検査巡回を、確実かつ効率的に行うことで法定周期を確実に遵守するため、必要な要件を次の通り定めます。
 - ・当社は、面的などによる確実かつ効率的な周期管理、検査巡回を行います。
 - ・委託先は、当社が運用している面的などによる確実かつ効率的な運用を遵守すること。
 - ・委託先は、お客さまの開閉栓状況に関わらず、委託契約期間中は、当社が定めた方法により法定周期を管理すること。
 - ・委託先は、当社が指定するシステムや携帯端末などを活用し、検査業務を管理すること。

IV. 開栓時漏えい確認の要件

当社は、「開栓時漏えい確認」において、その特性に応じた要件を以下の通り定めます。

1) 対象範囲

- ・開栓時漏えい確認において、外部委託している範囲(自ら実施している範囲は除く)。
- ・今後、外部委託する範囲が発生、もしくは拡大する場合は、遅滞なく対象範囲および委託要

件を定めます。

2) 必要資格

- ・開栓時漏えい確認を委託するうえで必要な、委託先の検査員の資格の要件を次の通り定めます。
 - ・日本ガス協会内管検査員資格

3) 業務実績

- ・開栓時漏えい確認を委託するうえで必要な、委託先およびその検査員の業務実績の要件を次の通り定めます。
 - ・委託先としての業務実績：開栓時漏えい確認または内管保安・工事に関する業務実績（LP 含む）が6ヶ月以上
 - ・検査員としての業務実績：定期漏えい検査（LP 含む）または開栓時漏えい確認の実績が3ヶ月以上または、内管検査員資格を有する者に1ヶ月以上同行して業務の現場教育を受けた場合や、内管検査員の業務実績に代わる講習を受講した場合

4) 体制確保

- ・委託先は、開栓の繁忙期（引っ越しの多い時期）においても、対応できる体制を確保すること。
- ・委託先は、長期休暇（ゴールデンウィーク、お盆、年末年始など）においても、一定の業務体制を確保すること。

V. その他

1) 特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏えい検査

- ・工場や特定地下街・地下室等、超高層・特定大規模などの建物区分が上位の建物（配管系統が複雑な建物・特殊設備（ガス遮断装置、整圧器など）が設置されている建物等、法定周期が1年の建物）や圧力区分が中圧などの一般ガス導管事業者が指定する検査対象において、内管漏えい検査を行ううえで委託先に特殊な技能・経験が必要な場合、当社は、別途、その特性に応じた要件を定めます。
 - ・委託先は、特定地下街・地下室等の場合、委託先が、定期漏えい検査時に地下区分設定の確認ができること。
 - ・委託先は、内管図面により配管系統を確認し、検査範囲を適切に把握できること。
 - ・委託先は、定期漏えい検査時に特殊設備（ガス遮断装置など）の作動確認ができること。
 - ・委託先は、内管工事・維持管理の実績があること。

2)受託するための手順・手続き

①受託相談

- ・当社は、受託希望者から相談窓口に確認・相談があった場合は、委託先選定時期や委託要件、受託申請手続きに関して説明します。

②受託申請手続き

- ・受託希望者は、受託申請書類に必要事項を記載し、当社が指定する窓口に提出していただきます。

③申請書類確認

- ・当社は、受託希望者から提出された申請書類の内容をチェックし、委託要件を満たしているか確認します。

【申請・相談窓口】

津島ガス株式会社 供給課

メール: info@tsushima-gas.co.jp

TEL: 0567-28-1331

FAX: 0567-28-4715

④委託先選定

- ・当社は、保安水準の確保および法定周期遵守等の観点から、受託希望者に対する審査基準を設け、その基準にもとづいて審査を行い、委託先を選定します。

以上